

2番目の、母体企業の都道府県にまたがる事業展開と職域生協の対応について申し上げます。近年、母体企業が隣県や他県へ工場などを立地することが多くなってきております。それに伴い、多くの組合員が異動・転居となりますが、組合員からは工場内での食堂・売店だけでなく、本社地区と変わらない寮・社宅周辺での小型店舗サービスの要望もあります。地理的に近い隣県の場合は特に強く要望がございます。しかしながら、地域での購買事業を行いたくても現行法では難しい状況にあります。いずれにしても、職域・地域の区分と、地域が県域を越えられないという現行法について緩和措置をいただければと考えております。

最後の3点目の組合員資格の問題について述べさせていただきます。生協法では「職域による組合員にあっては一定の職域内に勤務する者」となっているため、原則として退職後は加入できないことになっております。2007年問題と言われるように、今後ますます定年退職者がふえてまいります。共済事業を補完する事業として行われている生命や損害のグループ保険では、組合員が定年後に新たな保険に入り直すと高い比率の掛金になることから、退職後も継続したいとの希望が多くあります。この組合員資格の問題についても今後の社会現象を十分反映した緩和措置をお願いしたいと考えております。

以上、生協法制度上の課題について、職域生協の側面から述べさせていただきましたが、生協法制定当時と現在の社会情勢が大きく変化してきており、その間に大きな法改正がないままであり、現行法に基づいた事業の制約が幾つか見られる状況にあります。私ども事業運営をしている当事者として、ぜひともこの機に実態を包含した法体系整備をしていただき、さらには生協が自主・自律で運営できる、いわば定款自治の考え方を法の改正に反映していただければ何よりでございます。

本日は貴重な機会が与えていただきましたことに重ねて御礼申し上げ、終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

○清成座長

どうもありがとうございました。続きまして全国労働者共済生活協同組合連合会専務理事の小野岡様、お願いいたします。

○小野岡参考人

略称全労済の専務理事をしております小野岡と申します。よろしくお願い申し上げます。全労済は共済生協の全国連合会でございます。共済生協全体の現状と課題、今回の生協制度見直し検討会への要望を申し上げさせていただきたいと思っております。資料は3分冊になっております。本冊、解説編、参考資料でございますが、時間の関係もございまして、主に本冊に沿って説明させていただきたいと思っております。

1ページ、2ページは共済生協の現状を記載しております。生協の共済事業は今日国民生活に広く浸透しております。国民の皆さんに生活上の安心・安全を提供する社会的役割

を果たしてきていると思っております。共済生協は組合員の暮らしを守り、生活を改善・向上させるために組合員自身がつくってきた事業体でございます。組合員の相互扶助を目的とするものでありまして、事業体自身の営利を目的とする組織ではございません。組合員は事業体の共同所有者であり、事業の利用者であり、事業体の運営に積極的に参加する運営者であるという三位一体のかかわりをしていただいているところでございます。

したがって、組合員の自治・自律を基本として運営しているという実態がございます。確かに生協法制定当時から見ますと共済事業の規模が大きくなってきておりますが、組合員数も大きくふえてきておりますが、組合員との不断のコミュニケーション活動を通じて、助け合い、共助を共同の力で実現することという理念を組合員が共有していく。さらに組合員の声を事業運営に反映させていくということを共済生協として強く進めているところでございます。また、こういった活動を通じて助け合いや共助というものに対する社会的共感を生み出していくことも私どもも使命であると考えておりまして、日常の事業に取り組んでいるところでございます。そういった観点から、2ページに共済生協の運営の基本的考え方について記載させていただいておりますので、後ほど御参照賜れればと思います。

3ページでございますが、共済生協の現状ということで、非常に多様な実態になっているということでございます。購買事業、利用事業、共済事業、多様な事業が実施されている。共済事業についても専業で行っているところ、購買事業とあわせて行っているところなど、多様な実態がある状況になっております。事業の規模としましても、10億円未満の組合も多数存在しておりますが、資産規模で1000億円を超える大規模組合も存在している実態がございます。また、実施している事業の種類も多様な実態になっているという現状でございます。なかなか共済生協を一つの基準でくくることが難しい実態になっているという点も御理解を賜りたいと考えているところでございます。

また、助け合いや共助ということを経営を通じて実現していくという立場から、社会貢献という課題についても力を注いでいるところでございます。全労済が取り組んでいるさまざまな社会貢献の取り組み、地域への貢献の取り組みについて例を記載させていただいております。介護サービス事業、ホームヘルパーの育成活動、環境活動にかかわる助成活動、その他さまざまな地域段階、県段階での取り組みを行っているところでございまして、こういった活動とあわせて共済事業を推進しているというのが実態でございます。

4ページをお開きいただきたいと思いますが、共済生協の課題を簡単に記載させていただいております。生協法制定当時から大きく状況が変化してきている中で、引き続き組合員に対する使命を果たしていくためには以下のような点について生協法を積極的に改正していただければと思っております。

その要望の具体的な内容でございますが、5ページに記載の4項目に集約させていただいております。1点目は、協同組合のもともとの原則、新しいICAの原則というものがございます。そういった原則に基づく組合員自治の運営ということが協同組合の運営の基本になっておりまして、協同組合の特性を生かした運営を今後とも維持・発展していける

ような法改正をお願いしたいということが第1点でございます。

第2点は、情報開示や契約者保護、経営の健全性確保について、共済生協としてもしかるべく取り組みをしていきたいと考えておりました、法律上も規定の整備を図っていく必要があると考えているところでございます。

3つ目はガバナンスの問題でありまして、今日の生協にふさわしいガバナンス体制を規程化していく必要があると考えております。

4つ目は、組合員の利便性やニーズが大きく変化している中で、そういったことに対応できる事業運営ができるような規定上の整備を行っていただきたい。

以上の4つに考え方をまとめさせていただいたところでございます。以上申し上げた4つの事項のうち、新しいICA原則の中身については解説編の1ページに詳細を記載してございますので、ぜひ後ほど御参照賜れればと思っております。

その他の3項目について若干触れさせていただきます。6ページに具体的な項目を記載させていただいております。さらに、解説編の2ページ以降に詳細な解説を記載しておりますので、そちらは後ほど御参照いただきたいと思います。

まず契約者保護であります。共済生協においても契約内容に関する重要事項の説明であるとか、共済契約に関するルールの整備であるとか、あるいはクーリングオフ制度の新設などを法律に明記する必要があると考えています。共済生協の自主的な取り組みとして既に、日本共済協会から契約者保護の自主的な取り組みを公表させていただいております。その内容が参考資料にございますので、これも後ほど御参照いただければと思います。既に取り組みを始めているということでございます。

さらにこの自主的な取り組みを一步進めて、生協法の改正に先行して各種協同組合法でも整備が図られておりますので、そういった他の協同組合法における規程の整備状況を参考にしながら、契約者保護の制度を充実させていく必要があると考えているところでございます。

次にガバナンスの関係でございます。共済生協は事業規模も大きくなり、事業内容も複雑化するという実態の中、経営の専門性を確保する一方、経営に対するチェック機能を高め、組合員による民主的な運営を確保していくために、今日の生協にふさわしいガバナンスに改善していく必要があると考えております。具体的には、理事会、代表理事制の導入、員外監事の配置、外部監査の導入などについて法改正をしていただければと考えているところでございます。

さらに3つ目の関係でありますけれども、生協法制定当時から国民生活の実態が大きく変化している状況の中で、共済生協に対する組合員の多様なニーズが生まれているわけがございます。共済生協が組合員に対する使命を果たしていくためには、組合員の利便性やニーズの変化にこたえられるような事業運営を実現していく必要があります。そのために法律上の規定の整備が必要と考えております。具体的には共済代理店に関する規定の整備、共済金最高限度の撤廃、事業認可手続の簡素化、資産運用規制の撤廃、再共済・再保険の

活用による共済引き受けリスクの分散、県域制限の緩和や合理的な理由に基づく員外利用規制の緩和などの検討をお願いしたいと考えています。

舌足らずになるといけませんので若干補強させていただきたいと思いますが、共済代理店に関する規程の整備に関してでございますが、共済代理店の活用によって組合員の利便性を高めていくことが組合員からも強く求められている状況がございます。現行法でも代理店の設置を否定しているわけではございませんけれども、むしろはっきりとそのことに関して法律に書き込み、その扱いを明確に規定化した方がよいのではないかと考えているところでございます。

次の共済金の最高限度の撤廃とここでは記載しておりますけれども、正確に申し上げますと、限度額の設定を完全に共済生協の自由意思にゆだねるとか、限度額を青天井にするということを求めているわけではございません。保障のあり方が組合員のニーズに応じて不断に変化していくものですから、限度額を法定化してがちがちに規制するということにはなじまないのではないかとということでございまして、むしろ定款や事業規約の認可の際にチェックできるようにしておけば十分ではないかとことを申し上げているところでございます。

県域制限の緩和の問題でございますが、生活圏の拡大とか交通網の発達という中で、県境に居住する方の扱いをどうするかとか、員外利用規制の緩和の問題に関しては、例えば公共的な福祉活動や文化活動の扱いをどうするかなどが課題ではないかと考えております。共済生協についてはもともと員外利用というものはございませんし、今後も組合員による利用が基本になるものと考えておりますが、その上で合理的な理由が考えられるケースについては規制のあり方について御検討いただきたいという趣旨で御理解賜ればと思います。

そのほか、共済事業規約認可手続の簡素化や、再共済・再保険機能の拡大、職域生協における組合員資格の退職者への拡大等の要望がございますので、ぜひよろしく御検討いただきたいと思っております。

若干超過して申しわけございませんが、大変舌足らずの御説明になって申しわけございません。後ほど御質問があればお答えさせていただきたいと考えております。ありがとうございました。

○清成座長

どうもありがとうございました。続きまして日本商工会議所常務理事の篠原さん、よろしく願いいたします。

○篠原参考人

日本商工会議所の篠原でございます。特に資料は用意してございませんけれども、私どもの組織の概要を御報告させていただきます。

全国に522の商工会議所が傘下会員としてございます。522の商工会議所に所属しております会員総数は現在約145万でございます。その94%は中小企業でございます。また、その8割は小規模事業者でございます。そういう意味では地域の総合経済団体の上部団体というのが私どもの位置づけでございます。

基本的な考え方でございますけれども、生協さんにつきましては、特に高齢化社会、あるいは地域においてはコミュニティが崩壊しつつあるという状況の中で、現在生協さんが果たしている役割というのはますます重要性が高まるという認識をしております。そういう意味では生協の活動はポジティブにとらえております。

また、昭和23年にできた法律であり、古い法体系であるということで、時代あるいは実態に即して見直すべきところは見直すということも大賛成でございます。ただ、基本的に御留意いただきたいのは、生協さんは組合員の相互扶助組織であるという基本的考え方は今後も変わらないという点でございます。生協の閉鎖性という御議論がございましたけれども、そもそも生協というのは組合員の組織ということで、閉鎖的な性格を持つのはやむを得ない。それが生協のDNAであるということでございます。

大きな論点3点について結論から先に申し上げたいと思います。組織運営に関する制度のあり方、あるいは共済事業の見直しでございますけれども、これは時代に即してガバナンスの確立やコンプライアンス、経営責任、情報開示等々、昨今民間組織でも公的組織でもすべてそういう改革が行われているところでございます。非営利法人である生協においてもこういった面の強化は必要であるということでございます。共済事業においても契約者保護のためにしっかりした体制を確立するとか、責任を明確化する、諸規程の整備が必要であるということは当然であろうと思います。こういった点については今後生協が社会的責任を果たしていくためにどういうふうやっていったらいいのか、専門的に御議論いただければいいのではないかと思います。

2番目の県域制限の撤廃についても、結論からいいますと撤廃する方向で検討して差し支えないと考えております。車社会が進展する中で、車で10分も走れば県域を越えるというのは日本全国至るところにその実態がございますし、広域で生活圈あるいは生協さんの活動範囲をとらえて問題ないのではないかと思います。また、それが組合員サービスの向上にもポジティブに働くという評価をしております。

問題は員外利用規制の緩和の御議論だと思います。私どもの基本的考え方は、員外利用規制の見直しをすることについてはやぶさかでないと考えますけれども、それはあくまでも組合員組織であるという基本的理念の中で、理念に反しない範囲内で地域の期待にどうこたえられるのかという点の一つ一つ検証すべきであると考えます。1割とか2割とか数量的な面で中身は問わないというような規制緩和については絶対反対でございます。災害時にサービスをするとか、いろんな地域貢献の仕方があると思いますけれども、その場合に生協でなければできないことなのかどうか、他の民間事業者も同じサービスができる事業なのかどうかという点は、よく中身を分析していただいて、民間にできることについて

まで規制緩和することについては慎重であるべきだと考えます。いずれにしましても、員外利用規制についてはケース・バイ・ケース、中身によって御審議いただくというのを基本にさせていただきたいと思えます。そういう意味では、緩和していいケースについては法体系の中で個別具体的に限定列挙する、ポジティブリスト形式で認めていくという形で御審議をお願いしたいと思えます。

この2、3年来、日本商工会議所は、地域の再生を図る活動の中で商業と街づくり、特に中小小売商業が大手流通資本といかに共存共栄していくかというテーマで議論させていただいております。我々が見る限り、生協さんはそれぞれの地域でこれまで共存共栄という基本的考え方の中で商工会議所活動にも御参加いただいたり、地域経済社会に広い範囲で貢献していくという姿勢を出していただいていることは非常に高く評価しております。これからもそういう方向でお願いしたいと思えます。ただ一つだけ、生協の本旨は組合員のための組合員による組合員組織であるということ。したがって、組合員以外にサービスを拡充する点については、生協でなければできないのかどうかという点を十分検証いただきたいということでございます。

以上でございます。

○清成座長

どうもありがとうございました。続きまして生命保険協会の西岡様、お願いいたします。

○西岡参考人

生命保険協会の西岡でございます。今回生協制度見直し検討会の場で検討されることになっております生協の共済にはさまざまな規模のものが存在しております。とりわけ大規模な共済については保険との違いがあいま化しており、保険事業への影響も大きいため、当会としても問題意識の高いテーマでございます。早速資料に基づき、消費生活協同組合の共済事業について当会の意見を御説明させていただきます。

1ページをごらんください。大規模な生協の共済事業については大手民間生保にも肩を並べる契約件数を保有しております。また、加入者の属性も民間生保と同質化し、両者の差異はなくなってきております。この点については次のページに主要な生協共済の保有件数について大手生保と比較した資料を、また生協共済の加入者の属性について民間生命保険会社と比較した資料を掲載しておりますので、後ほどごらんください。

これに加え、生協の提供する共済商品は保障内容や共済金額の点で民間生保が提供するものと同様のものが数多く見受けられます。以上の生協共済の現状を踏まえ、消費者保護を図るための募集に関する法規制や、健全性開示に関する法規制等の導入が必要と考えます。その結果、消費者保護がより一層図られるとすれば、共済市場のみならず、生命保険市場にとってもその発展に資するものであり、歓迎したいと思えます。

3ページをごらんください。保険業法はその第1条において、募集規制や健全性規制に

より保険契約者等の保護を図ることを目的としております。生協共済において具体的な法規制、監督をどうするかについては今後この場で御検討が進められると思いますが、保険業法の個々の規制が生協共済にとって必要かどうかについて、消費者保護を図るという観点から分析を行い、御検討いただければと存じます。なお、保険業法には少額短期保険業者の規定等、規模などに応じた規制という考え方もあります。昨今の行政は消費者保護を一層重視しておりますが、消費者との接点ということで、募集規制は消費者保護上重要な役割を果たしていると言えると思います。また、保険事業を取り巻く経済環境の変化は厳しく、こうした変化に耐え得る健全性の確保が保険会社に求められておりますし、会社の状況等に関する適切な情報開示を行い、消費者が必要な情報を得た上で判断できる環境づくりが強く求められております。

ところで、法律上の規制のみならず、生命保険協会としても保険業法、監督指針等に基づき、募集等に当たって遵守すべき行動規範や各種業務の参考とするための指針等を策定し、御契約者等の保護が図られるように工夫しております。5ページには生命保険協会の取り組みとして、特に募集にかかわるガイドラインを中心に掲載しております。

6ページに移ります。ここでは監督の実効性について御説明させていただきたいと思っております。この点は、消費者保護を図る上で重要な論点と考えております。保険会社はこれまで概観してまいりましたような法規制に加え、実効的な監督を受けており、消費者保護に向けて管理体制のさらなる整備を強く求められております。一方、金融庁は保険監督の実効性を確保すべく、十分な監督体制を確保するとともに、監督指針、検査マニュアル等をパブリックコメントに付した上で策定し、監督実務の基本的考え方を整理し、透明な金融行政の確立に取り組んでおられます。このような監督体制の整備は募集規制や健全性規制等を実効性のあるものとし、消費者保護をしっかりと図っていく上で重要と考えます。今後の検討の中でぜひ御議論いただきたいと思いますと考えております。

7ページをごらんください。今回御検討いただいた結果、法整備、実効的な監督体制の確保により消費者保護が図られるとすれば、それは生命保険、共済市場の健全な発展に資すると考えております。ただし、御検討いただく過程では、生協とは何かということを強く意識していただくようお願いしたいと思います。消費生活協同組合法の第2条では、組合の要件として、「一定の地域または職域による人と人との結合であること」と規定されております。まさに消費生活協同組合が備えるべき固有の性格を表わすものであり、また、生協共済と保険、もっといえば、生協と農協等の他の協同組合との差異にもなっております。日本の協同組合はそれぞれ目的規定及び組合の要件、組合員の資格、事業の差異等を基準として別々の法律によって制定されております。これは協同組合のあり方について、協同組合の種類ごとに異なる取り扱いを適当とする考え方に基づくものと考えられます。例えば農協法においては、正組合員の資格を農業従事者等に限定している一方、生協法においては一定の区域内に住所を有する者、一定の職域内に勤務する者と、非常に幅広く組合員の資格範囲を規定している点で、両者は大きく異なります。今後の御検討に当たって

は生協共済と保険の差異、生協共済と農協共済等との差異を考慮いただきたいと思います。

ところで、平成10年の生協のあり方検討会及び今般の農協法や中協法など、他の協同組合法の改正動向を踏まえますと、員外規制の緩和、区域規制の撤廃、組合員以外の者による共済募集等が共済事業に関して論点になるとも考えられます。しかし、これらは共済事業にとどまらず、消費生活協同組合の性格を変質させる恐れがあり、また、保険と生協共済との違いを一層あいまいなものとするため、当会としては反対を表明いたします。

最後となりますが、本日は生協制度見直し検討会の実質的な審議に先立ち、こうした意見表明の場を与えていただきまして感謝いたします。今後各論を検討する際にも、今回の形式にこだわるものではありませんが、改めて当会を含め、関係者の意見を聴取する機会を設けていただくようお願いいたします。御清聴ありがとうございました。

○清成座長

どうもありがとうございました。最後になりましたが、損害保険協会の吉田様、お願いいたします。

○吉田参考人

日本損害保険協会の吉田でございます。損害保険協会を代表しまして、今回の生協法改正に当たっての意見・要望を述べさせていただきます。こうした機会を与えていただきましたことに対して深く感謝しております。なお、意見を述べるに当たりまして、昨年6月に日本生活協同組合連合会さんでつくられた生協法改正要求案を参考とさせていただいております。私どもの認識に誤りがございましたら、遠慮なく御指摘いただければと思っております。

最初に、協同組合さんが戦後復興の一翼を担い、組合員自治の原則のもと、各地域・職域で協同組合組織が発展し、これまで社会に果たしてこられた役割が極めて大きいということについて敬意を表したいと思っております。一方で、こうした協同組合組織が発展してきた今日では、だれでも地域や職域の中では組合員の資格を持ち、一定の会費、1000円程度と伺っておりますけれども、を払えば組合員となることができますし、組合員として果たすべき自主的な義務もございませんので、共済事業に限っての加入を考えた場合は、利用者から見ると、例えば会員制のスーパーやレンタルビデオといった会員制事業と変わりない事業と認識されているのが実態ではないかと思っております。生協共済さんの加入呼びかけのチラシ等を拝見したり、あるいはテレビのコマーシャルを拝見していても、強くそう感じている次第でございます。

例えば、消費者の皆様が火災への備えや自動車事故への備えとして保険商品ではなく共済商品を選択されるときは、共済理念に賛同するからではなく、単に商品として共済商品の方が自分のニーズや予算に合致しているから選んでいるということではないでしょうか。利用者の視点からそう受けとめられていることをまず明らかにしておきたいと思いま

す。これは、助け合いの輪がどんどん大きくなり、組織の発展とともに自然にそうなってきたものであり、組合員としての加入意識の希薄化は不可避であったと考えられます。区域の規制を撤廃する、あるいは員外利用を認めるといった御要望については、具体的にどのようなニーズに対してこたえるのかを明らかにし、規制の適用除外を明確化する方法でなければ、税制優遇などの措置を設けられている生協共済さんとしてふさわしい組織ではなくなるのではないかと危惧されます。

農協さんが農業に従事される方を組合員として、中小企業協同組合さんが一定規模までの中小企業を対象としているのに比べると、生協さんの共済事業はその点では異なっております。生協さんの共済事業は広く消費者を対象に商売をしている保険業と同じと言えると思われまます。特に、連合会組織をつくって、実質的には区域制限がない状態で共済商品を販売している場合は、その特質が顕著になると考えられます。

お手元の資料の2ページをごらんいただきたいと思います。連合会組織形態では保険会社と規模の面で何ら遜色のない連合会さんもあり、組合員の自治で対応するレベルを超えていると思われまます。また、3ページにございますように、保険業法の規制では年間の保険料が50億を超える場合には保険会社としての規制を受けますし、それ以下でも加入者が1000人を超えるなどの条件で少額短期保険業者としての規制を受ける仕組みになっております。したがって、今回の法改正に当たっては、共済事業の範囲を広げる御要望については、その本日に照らして本当に対処する必然性があるかという検討をお願いしたいと思いますし、また、利用者保護に関する規程は保険業法と同じ規程を設けることが前提であることを意見として表明させていただきます。

次に、利用者保護の観点で具体的に意見を申し述べさせていただきます。保険会社の規制には契約者保護の観点から準備金の適正な積み立てとかりリスク分析を適切に行った上でのソルベンシーマージンなどを含んだ財務の健全性や、販売する商品の認可制度など、さまざまなものがあります。中でも募集人と利用者との接点のところで、加入者保護のための規制は最も大切な部分ではないかと思っておりますし、業界としても最大限力を入れて取り組んでいるところでございます。

このような観点で、大きく次の2点を主張させていただきたいと思っております。まず第1のポイントとしては、募集する人への教育、募集人の資格、募集人の登録といった募集体制に関する規律を保険業法と同一にさせていただきたいということでございます。共済の従業員さんがみずからつくった商品を販売するのであればともかく、購買事業を兼業されている場合の生協さんで共済責任者以外の方が共済募集をすることがある、あるいは、もし代理店制度の活用など、共済ビジネス拡大の話が出てくるのであればなおさらのこと、利用者保護の観点から保険会社と同じ制度にする必要があると考えられます。

加えて、重要事項の説明義務や募集人の禁止行為などは法律で保険業法と同じ規律を設けることが共済利用者保護につながると確信しております。これを保険業法でどのように規制しているかといったことはお手元の資料の4ページ、5ページに主なものを掲げてお

ります。例えば募集人の登録が法で義務づけられておりますし、禁止行為についても法定化されているほか、監督面での立ち入り検査、あるいは業務改善命令についても法で規定されております。

第2のポイントでございますが、利用者から見て、行政監督の透明性が確保されるよう、通達方式の指導監督でなく、ガイドラインや監督指針といった形で募集時の各種規制の基準を明確化し、公表する仕組みをとるべきであるという点です。こうしたことは監督官庁が異なっても当然に利用者保護の観点から等しくなるべきものと考えております。お手元の資料の6ページ、7ページは保険会社の監督指針の中で記載されているものでございますが、契約者保護の観点からきめ細かく指針が記載され、公表されております。例えば重要事項の説明や、募集人に対する教育体制の整備などが定められていることがおわかりいただけると思います。もちろん、これらの中には自主的にお取り組みいただいている組織さんの話も聞いておりますし、監督指針で広く公になっても対応に何ら支障がないものも多いかと存じます。なお、ごらんいただいております監督指針で決められている募集面での各種事項は、国際的な保険共済の流れをくんでいるものでありまして、もはや日本の共済だけが特別というわけではないのではないのでしょうか。

以上、募集に関する規律を保険業法に合わせる点と、監督指針等の募集時の各種規制を明確化し、公表するという点、これが私どもの2つの主張点でございます。以上述べた以外にも、助け合いの範囲を、セーフティネットもない中ではおのずと限度額も制限されますでしょうし、共済事業健全性の確保に向けた各種経理面での措置なども当然に今日的に見て問題のない内容にしていきたいと思っております。特に利用者保護の観点から以上申し上げましたことを中心に、今後検討会にて議論を深めていただくことをお願いする次第でございます。

以上です。

○清成座長

どうもありがとうございました。以上で参考人の皆様からの意見発表が終了したわけですが、委員の方々から参考人の皆様に質問等ございましたら出していただきたいと思っております。いかがでしょうか。

○大塚委員

各種多様な生協の御紹介をいただきましてありがとうございます。まずトヨタ生活協同組合の服部さんにお伺いしたいことがあるんですが、職域生協の代表格ということだと思うんですが、職域生協の場合、母体企業の関与の度合いをお聞きしたいんですが、何でそういうことを聞くかという目的を話したいんですが、例えば職域生協としてトヨタ生協がやっていたときに、何らかの事業に支障を来したとしますね。特に共済事業が大きいと思うんですが、そのときに母体企業が何らかの救いの手を差し伸べる可能性はあるかという